

## 【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年12月12日

【会社名】

株式会社サイバーエージェント

【英訳名】

CyberAgent, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役 会長 藤田 晋

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区宇田川町40番1号

【電話番号】

(03)5459-0202 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 専務執行役員 中山 豪

【最寄りの連絡場所】

東京都渋谷区宇田川町40番1号

【電話番号】

(03)5459-0202 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 専務執行役員 中山 豪

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、本日（2025年12月12日）開催の取締役会の決議において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当該取締役会の決議に基づき対象取締役1名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、取締役としての職務執行の対価として、当社の普通株式合計234,192株（以下「本割当株式」といいます。）を付与すること（以下「本新株式発行」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）銘柄（募集株式の種類）

株式会社サイバーエージェント 普通株式

### （2）本割当株式の内容

発行数（募集株式の数） 234,192株

発行価格及び資本組入額

（ ）発行価格（募集株式の払込金額） 1,281円

（ ）資本組入額 640円50銭

注：本新株式発行に係る発行価格は、普通株式の1株当たりの公正な評価額であります。また、本新株式発行は、取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で行う方法（以下「無償交付」といいます。）により行われるため、金銭による払込みはありません。

発行価額の総額及び資本組入の総額

（ ）発行価額の総額 299,999,952円

（ ）資本組入額の総額 149,999,976円

注：発行価額の総額は、普通株式の1株当たりの公正な評価額に発行する株式数を乗じた金額であり、資本組入額の総額は、本株式割当に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。なお、増加する資本準備金の額の総額は149,999,976円であります。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

### （3）本割当株式の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役 1名 234,192株

### （4）勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係 該当事由はございません。

### （5）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と対象取締役は、個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

なお、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

譲渡制限期間

対象取締役は、2025年12月29日（払込期日）から当社代表取締役またはこれに準ずる地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、2035年に開催される定時株主総会の日までの期間継続して当社の代表取締役の地位またはこれに準ずる地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、これに係る譲渡制限を解除する。

(6) 本割当株式の割当日

2025年12月29日

(7) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 丁目 1 号

以上